



めざせ!! 地域のヒーロー消防団

問合せ
防災課地域防災係

第3分団 分団長 杉浦秀一さん



第3分団を紹介します

私たち第3分団は、棚尾・中山地区を主体に、皆さんの安心・安全のため、日々活動しています。日ごろより、活動に対する皆さんのご理解とご協力には大変感謝しております。ありがとうございます。

職種も年齢も様々なため、全員集まることが難しいときもありますが、お互いが協力し助け合いながら日々の活動に取り組んでいます。

日ごろの活動として、実際の火災現場での消火活動はもちろんのこと、災害時のための各種訓練や点検などを行っています。

ときには楽しく、ときには真剣に共に取組むなかで団結力が生まれ、強いきずなで結ばれた最高の仲間となりました。

今までの生活に消防団活動が加わることに対し、大変なイメージや不安しかないと思いますが、実際は大変ななかにも感動があり、いろいろな意味で刺激を受け、人として成長するとともに、最高の仲間を得られます。

現在、操法大会総合優勝2連覇中。ノリに乗っている第3分団。仲間と共に更なる地域貢献に努め、消防団活動に誇りを持ち、皆さんに愛される第3分団であるよう頑張りますので、これからもよろしくお願いします。



国民健康保険からのお知らせ

問合せ 国保年金課国保係

はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで健康保険が使えるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで健康保険が使えるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

施術内容について お尋ねすることができます

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名してください。また、領収書を保管し医療費通知で金額や日数の確認をしてください。

国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容をお尋ねする場合があります。



接骨院・整骨院やはり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険を使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設であり、医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師にご相談ください。

○保険が使える施術

- ・ねんざ、打撲、座礁（肉離れ）
- ・骨折、脱きゅうの応急手当
- ・医師の施術同意書がある骨折・脱きゅうの治療

×保険が使えない施術

- ・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
- ・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
- ・症状の改善がみられない長期の治療
- ・病院など保険医療機関で治療中の負傷